

5 部活動について

部活動は同じ興味や関心をもっている生徒が集まって、部を作り、相互の協力によってその能力を深め、技術を高めるための活動である。

1 目 標

- (1) 健全な趣味や豊かな教養を身につけて、個性の伸長をはかる。
- (2) 健康の増進と自由時間の自主的活用をはかる態度を身につける。
- (3) 自主性を育てるとともに集団において協力する態度を養う。
- (4) 相互の協力によってその能力を深め、技術を高める。

2 運 営

- (1) 入部は自由とする。但し、原則、複数の部にまたがって入部しない。
- (2) 部登録は部活動登録用紙を用いて行う。
- (3) 顧問の指導・助言を得て自主的に活動運営をする。
- (4) 活動計画は年度初めに立案する。
- (5) 勉学と両立し、有意義な活動となるよう計画する。
- (6) 活動日には、部長を中心に秩序ある協同活動を行う。
- (7) 活動時間は放課後とし、以下の規定に従って行う。

ア 活動は部活動月間計画表を作成し、それにもとづいて行う。

月間計画表で認められる活動時間の限度は次の通りとする。

4月～10月 18時まで (下校完了 18時15分)

11月～3月 17時30分まで(下校完了 17時45分)

ただし、大会に備える場合のみ、30分間活動を延長することができる。

その期間は2週間以内とする。

1年生の4月の活動は17時30分までに終了する。

イ 定期考査一週間前から終了まで活動は停止する。但し大会等があり、やむを得ない事情で練習を必要とする場合は事前に顧問を通じ、校長の許可を得る。その際の練習時間は1時間以内とする。

- (8) 転退部する時は、顧問、ホームルーム担任、保護者とよく相談し、手続は係の指示に従って速やかに行う。
- (9) 部長、副部長等を選出し、部長、副部長を中心に部活動を行う。
- (10) 部独自の予算が必要な場合は、1人1ヶ月500円以内徴収できる。
- (11) 活動に要する器具は部長を中心に部員が責任をもって管理する。
- (12) その他部活動を盛んにするために、各部で創意工夫する。
- (13) 合宿・研修については別に定める。
- (14) 同好会活動も部活動に準ずる。

3 部室使用上の注意

- (1) 「学校施設の愛護」これを部室使用上の根本精神とする。
- (2) 部室は、部活動以外の目的に使用しない。従って部活動に要する以外の私物等を部室内に保管したり、また放置したりしない。またみだりに部員以外の生徒を立入らせない。
- (3) 部室の使用は始業前、放課後とする。その他の時間は原則として使用しない。
- (4) 故意によるものと判断される破損、故障等はその部において補償又は補修する。
- (5) 各部屋の清掃は各部内で責任をもつ。部室周辺の美化清掃も忘れないこと。
- (6) 戸締りは厳重にして、鍵は体育職員室の定められた場所に保管する。

4 体育館使用上の注意

- (1) 学校行事を最優先とし、部活動における体育館の使用は協議し割当て。それ以外に使用する場合は、保健体育科主任の許可を受ける。
- (2) 館内での土足及びスリッパの使用は禁止する。また、飲食についても禁止とする。
- (3) 使用後は現状復帰を原則とし、清掃、消灯、戸締まりを実施する。また、器物の破損、紛失の場合は実費を徴収する。
- (4) 上記の外、管理上ふさわしくない行為があった場合は使用を禁止することがある。

部 活 動

文化系

- 1 放送部
- 2 吹奏楽部
- 3 演劇部
- 4 コーラス部
- 5 美術部
- 6 科学部
- 7 E S S 部
- 8 日本文化部

体育系

- 1 野球部
- 2 陸上競技部
- 3 水泳部
- 4 卓球部
- 5 ソフトテニス部
- 6 テニス部
- 7 バドミントン部
- 8 ハンドボール部
- 9 バレーボール部
- 10 サッカー部
- 11 バスケットボール部
- 12 剣道部

※ 科学部…自然科学班、マルチメディア班
日本文化部…囲碁将棋班、書道班、茶道班